

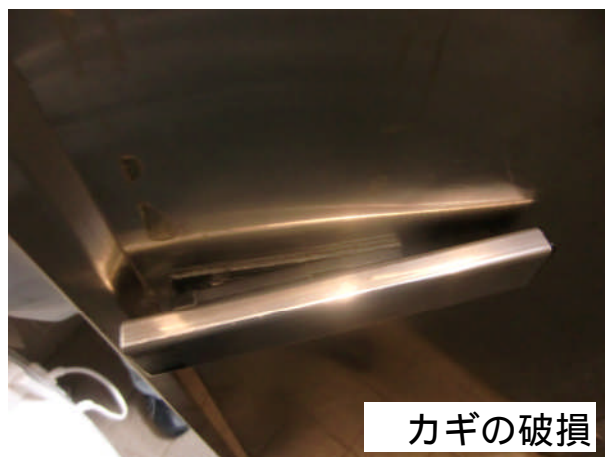


道の駅「神林」でトイレ設備破損

～村上警察署に被害届を提出しました～

7月1日(日)～2日(月)夜間、道の駅「神林」(住所：村上市九日市809)の女性用トイレにおいて、個室のカギならびに扉の破損が発生しました。そのため、羽越河川国道事務所は7月2日に村上警察署に被害届を提出しました。

「道の駅」は、「休憩機能・情報発信機能・地域の連携機能」の3つの機能を併せ持つ休憩施設であり、道路利用者や地域の皆様に利用されています。道の駅施設が利用できなくなると、多くの皆様に迷惑となります。



いたずらなどにより公共物等を故意に破損させると、他の利用者の迷惑になるだけでなく、器物損壊罪等に問われることがあります。

道路や「道の駅」はみんなの財産です。正しく使用しましょう。

投げ込み先

新潟日報社 (村上支局)
村上新聞社
いわふね新聞社

問い合わせ先



北陸地方整備局 羽越河川国道事務所

副所長(道路) 延命 研樹
道路管理課長 丸山 良一

TEL : 0254-62-3211(代) FAX : 0254-62-1106